

平成28年第2回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成28年 6月 7日  
本日の会議 平成28年 6月16日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君  
課長 補佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副町長 鈴木 典秀 君  
教 育 長 黒田 義和 君 総務部長 荒木 重臣 君  
企画財政部長 久保平敏弘 君 建設産業部長 緒方 哲 君  
住民福祉部長 久松 勝 君 教育次長 帯田 由寿 君  
健康保険部長 谷本 圭介 君 水道局長 木島 英利 君  
会計管理者 谷本 清 君 建設産業部理事 松邨 清茂 君  
水道局理事 吉田 邦彦 君 教育委員会理事 近藤 徳雄 君  
秘書広報課長 青田 浩二 君 総務課長 山本 昭彦 君  
契約管財課長 井川 勝信 君 地域安全課長 山口 功 君  
政策企画課長 荒木 隆 君 財政課長 田中 一之 君  
税務課長 荒木 秀一 君 収納推進課長 宮崎 伸之 君  
土木管理課長 日名子達也 君 産業振興課長 中嶋 敏純 君  
福祉課長 森川 寛子 君 こども政策課長 村田ゆかり 君  
住民環境課長 栗山 浩二 君 健康保険課長 志田 純子 君  
介護保険課長 辻田 正行 君 下水道課長 濱 伸二 君  
教育総務課長 宮司 裕子 君 生涯学習課長 山口 利弘 君  
農業委員会事務局長 森 省二 君

会議録署名議員

12番 山口 憲一郎 議員

13番 堤 理志 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時32分

平成28年第2回長与町議会定例会  
議事日程（第5号）

平成28年 6月16日（木）  
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	38	平成28年度長与町一般会計補正予算（第1号）	※総文
2	41	平成28年度長与町一般会計補正予算（第2号）	※総文
3	35	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
4	39	平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※産厚
5	40	平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※産厚
6	請願1	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について	※総文
7	—	議員派遣の件	
8	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

## ○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。15日までの委員会審査、大変お疲れさまでした。

ただいまから本日の会議を開催いたします。なお、質疑、答弁は簡明にお願いします。

日程第1、議案第38号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第1号）、日程第2、議案第41号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

## ○委員長（喜々津英世委員）

それでは、報告をさせていただきます。去る6月10日の本会議において総務文教常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告いたします。

議案第38号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第1号）については、6月13日に、委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長他、関係部課長及び職員の出席を求め、審査を行いました。提案理由及び主な内容は、今回の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億2,625万9,000円を追加し、補正後の総額を123億3,298万2,000円とするものでした。歳入の主なものは、13款国庫支出金は保育対策総合支援事業費、住宅性能向上リフォーム支援事業、3世代同居・近居促進事業の各補助金、合わせて615万円の増額。学校施設環境改善交付金は不採択により、2,958万7,000円の減額など、合わせて、2,343万7,000円の減額計上であります。14款県支出金は、県3世代同居・近居促進事業補助金及び学力向上のための非常勤講師等配置支援事業補助金に157万3,000円の増額計上。17款繰入金は、財源調整のための財政調整基金及び教育振興基金繰入金を合わせて8,032万3,000円の増額計上。20款町債は土地区画整理事業、街路事業、小型動力ポンプ付積載車購入費、中学校施設整備事業、防犯灯LED化事業等への充当起債など、合わせて1億6,540万円の増額計上。歳出の主なものは、2款総務費は総務管理費で、防犯灯新設改良工事費に1,500万円。電算システム運用開発委託料に669万4,000円。コミュニティ助成事業補助金240万円など合計2,655万9,000円の増額計上。徴税費はふるさと納税に係る業務委託料などに361万7,000円の増額計上。3款民生費は社会福祉費で避難行動要支援者名簿作成等の費用74万4,000円の増額計上。また、児童福祉費は3世代同居・近居促進事業補助金200万円。保育所等における業務効率化推進事業費補助金700万円など、合わせて975万4,000円の増額計上。8款土木費は都市計画費で、土地区画整理事業特別会計繰出金1億3,018万5,000円の増額計上。住宅費は住宅性能向上リフォーム支援補助金120万円の増額計上。9款消費費は第1分団の小型動力ポンプ付積載車購入費に671万5,000円の増額計上。10款教育費は長与第2中学校外壁工事に係る交付金が不採択となったことから、国庫支出金2,958万7,000円の減額。町債2,190万円及び教育振

興基金繰入金739万5,000円を計上、財源組替で工事を行うとのこと。中学校費としては、この交付金事業に伴う消耗品費の29万2,000円の減額計上となっております。また、社会教育費は町民文化ホール改修工事費4,200万円など、合わせて4,297万1,000円の増額計上であります。地方債の補正は土地区画整理事業、街路事業、消防施設整備事業及び中学校施設整備事業の限度額を増額変更。また、地域活性化事業1,350万円の追加。以上のような説明がありました。主な質疑は、地域安全課所管ではコミュニティ組織への助成事業は今回の長与中央コミュニティへの助成で5つの地域がすべて終わるのか、これに対して24年度長与北部地区、26年度高田地区、27年度上長与地区は整備済みで、28年度が長与中央地区を整備する。29年度で完成する予定であるとの答弁でした。次に、街路灯新設改良は今年度700基を予定しているとのことだが、どのように進めていくのかという問いに、校区ごとに考えている。今年度は高田小区470基と通学道路を優先して実施するとの答弁でした。また、LED化で電気料金はどの程度削減されるのかという問いに、5年後、全ての改良工事が完成すると1,500万円の削減と試算しているとの答弁でした。また、購入する消防自動車は、オートマ車とのことだが、今後もオートマ車を基本として導入するのかという問いに、オートマ車は初めて導入した。今後の更新に当たっては、消防団と協議しながら導入することになるという答弁でした。次に、福祉課所管は避難行動要支援者名簿作成費及び郵送料が計上されている。同意したものについてと言われるが、個人情報保護の関係もありどこまでできるのか。対策はどうするのかという問いに、この制度に同意をされた人については、障害の有無などの情報は時津署、消防署・消防団、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会及び自主防災組織などと共有する必要がある。この情報の取り扱いについては説明会などを通じて徹底をするという答弁でした。こども政策課所管は待機児童対策のための国費補助が主であったが、今回は施設の改修ではなく、業務効率化推進事業となっている。趣旨と違うのではないか。業務効率化とは何かとの問いに、27年度の補正予算で予算がついている。業務効率化推進事業は町が主体となって行う事業として認可を得ている。今回は、保育士の事務処理軽減を図るため事業を行うという答弁でした。また、手作業での資料作成をパソコン入力することによる効率化は理解をする。補助のメニューの中に事故防止等の点からカメラの設置が入っているが、設置は考えなかったのかという問いに、カメラについては各園と協議はしたがニーズがなかったとの答弁でした。次に産業振興課所管はふるさと納税の返礼品は、昨年までは3万円以上に渡っていたが、返礼品の数の現状と今後どうするのか、また寄付の目標額は幾らかという問いに、6月1日現在、ホームページに掲載しているのは12品目だが、今後増やしていきたい。寄付金額2万円～5万円未満、5万円～10万円未満、10万円以上の3段階に分け返礼品を贈る。寄付の目標額は1,000万円を予定しているとの答弁でした。また、ポータルサイトを作っていくと思うが、いつごろからスタートするのかとの問いに、早くて9月を予定している。9月～12月がピークとなると思われ

るので、乗り遅れないように事務を進めたいという答弁でした。教育総務課所管は第二中学校の外壁工事は不採択となった。国との事前のすり合わせをした上での申請のはずだが、なぜ不採択になったのか。これに対して、文科省の当初予算の概算要求は全国で1,580億円だったが、予算化されたのは280億円で採択率は約18%だった。その後、県にも依頼し補正予算措置を要求したが、熊本地震の影響もありできなかった。起債などにより事業を進めることになったとの答弁でした。不採択でも工事を進める必要があるのか。1年後には状況も変わるのではないかという問いに、学校側と協議したが、安全・安心の確保の面からも今回実施しなければ学校運営に支障があると考え補正を組んだ。できるだけ早く発注し、12月末までには完成をさせたいという答弁でした。生涯学習課所管は文化協会の40周年記念事業の30万円の内容は何かとの問いに、長与町文化協会が創立40周年を迎えることになり、記念誌の発行、講演事業などが計画されているとの答弁でした。また、町民文化ホールの改修工事費4,200万円の内容は何かとの問いに、舞台、吊りもの等の設備で、ワイヤー、ロープ、レール、滑車、緞帳、スイッチ、ブレーカー、モーターなどを更新すると答弁でした。また、町民文化ホールの工事は休館して行うのかの問いに、来年1月の出初式の翌日から2月末日まで休館を予定しているとの答弁でした。次に都市計画課所管は街路事業の一般財源から起債への財源組替はなぜか。工事の内容に変更はないのかの問いに、街路事業の地元負担金として一般財源を充てていたが、県単独事業となったため財源組替を行ったもので、工事の内容は変わらないというような答弁でした。次に、区画整理事業は当初予算が少なかった、今回の補正で前年並みになった。この予算の具体的な使い道は何かの問いに、現状の工事を更に進めるとともに、補償1件を追加して事業を進めたい。

主な質疑は以上のおりであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第41号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第2号）については、6月13日に、委員全員出席のもと、説明員として荒木総務部長、久保平企画財政部長、緒方建設産業部長他、関係課長及び職員の出席を求め審査を行いました。提案理由及び主な内容は、今回の補正は、国の平成27年度補正予算で創設された地方創生加速化交付金にかかるもので、第1次募集で不採択となった自治体を対象に第2次分の募集があり、特産品による農業振興を軸とした事業の交付申請を行ったもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、補正後の総額を123億4,198万2千円とするものです。歳入は13款国庫支出金は地方創生加速化交付金の900万円を計上。歳出は6款農林水産事業費、特産品をPRするための委託料に50万円、新しい加工品の試作品開発、販路開拓などを行うための補助金850万円、合わせて900万円を計上。主な質疑は、政策企画課では、加速化交付金の交付は未定であるが、いつごろ決定するのか。国の締め切りは6月17日、その後、内閣府で審査があり、2週間前後で決定されるという答弁でした。また申請は、特産品による農業振興を軸とした事業として

申請されている。子育てのまちを結び付けることには違和感があるがという問いに、農業振興及び地場産業育成は交流・移住促進につながり、子育てにもつながる。長与町の総合戦略との関連もあり、パッケージで事業申請をしたものであるとの答弁でした。産業振興課では、オリーブのブランド化は分かるが、収穫量の見込みはあるのかという問いに、生産量は28年産は1,700kg、29年産は2,200kg、30年産は3,000kgを計画しているとの答弁でした。次に、現行の加工品についても、ブラッシュアップを考えているのかとの問いに、現行の商品のうち、味噌を使用した商品開発など、商品の幅を広げる話は聞いている。オリーブでは化粧品の開発などが考えられているとの答弁でした。また、特産品販売促進事業補助金850万円の積算根拠及び目的、支払先はどこかとの問いに、事業主体である「長与町生活研究グループ連絡会」に補助する。850万円の主な内容は、特産品試作品の製造委託費（レシピを含む）に50万円、特産品の生産、販売体制強化として、直売所経営コンサル委託料200万円。加工方法改善技術支援コンサル委託料50万円。また、特産品、オリーブのPR関係では、販路開拓、市場調査、テストマーケティング委託200万円。それからチラシ、ウェブ広告、SNS等を利用した特産品PRなどに200万円、体験農園等に100万円、試食会費に50万円を考えているとの答弁でした。次に、事業が不採択となった場合どうするかという問いに、交付金を財源とした事業はできないが、事業は継続したいと考えている。以上のような質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で、可決いたしました。以上です。

#### ○議長（内村博法議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第38号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第41号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから議案第38号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第38号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第41号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第41号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第35号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第39号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第5、議案第40号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

#### ○委員長（河野龍二委員）

それでは、報告をいたします。先の本会議におきまして、産業厚生常任委員会に付託された議案の審査結果について報告いたします。議案第35号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、6月13日、委員全員出席のもと、説明員として久松住民福祉部長、村田こども政策課長他、関係職員を招き審査を行いました。提案理由の説明では、建築基準法の改正、合理化に伴い、施設の設備・基準の要件緩和及び、保育士の数の算定にあたり、准看護師も対象にする要件緩和をした条例の改正という説明を受けました。主な質疑では、条例改正の背景は何か、に対し、答弁では保育士不足により、確保が難しく保育士とみなす基準を、准看護師まで緩和した内容である。待機児童をなくすための改正かの質疑に対し、答弁は、その通りで、今回の改正は当分の間としてあり、国も保育士を増やす施策に取り組んでいる。保育士が充足するまでの施策だと考えている。本町に家庭的保育事業の施設はあるかの質疑に対し、答弁では、現在は無い。待機児童はどれくらいかの質疑に対し、4月1日現在はゼロである。緩和による保育の質はどう考えるかの質疑に対し、保育士も多忙であり、本来の保育ができる環境をICTの活用で事務量を減らす施策なども取り組まれている。保育士とみなす基準の緩和は、保育の質の低下にならないかの質疑に対し、本来ならば保育士を採用し、保育事業を行うことが適正である。保育士の絶対数が不足



しているので、緊急的な対応だと思う。施設の設備・基準は建築基準法の改正に伴い、既設施設にも改造を求めるのかの質疑に対し、既設の施設については改造を求めている。改正に伴い、現在の施設を調査しているのかの質疑に対し、現在本町では家庭的保育事業が行われていないので調査はしていない。以上のような質疑が行われ、審査の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第39号、失礼しました、ここ委員長報告の別紙の報告書には、平成28年度が抜けております。訂正方お願いします。平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、6月13日、委員全員出席のもと、説明員として、谷本健康保健部長、志田健康保険課長他、関係職員を招き審査を行いました。提案理由の説明では、規定の歳入歳出予算にそれぞれ1,849万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ50億8,321万4,000円とする。主な内容は、収納率向上対策事業として、システム改修業務委託を行う財源を、財政調整交付金をうけ行う。平成27年度会計に伴う、財政調整基金積み立ての金額が確保できないことから、減額する内容でありました。主な質疑では、システム改修の委託先はどこかの質疑に対し、NBC情報システムである。金額の見積もりは既にとってあるのかの質疑に対し、予算計上にあたり、見積もりはとってある。システムの内容はの質疑に対し、国保税の収納向上に向け、他の徴収税などと一本化し統合できるシステムの改修である。平成27年度補正であるように、28年度の予算からの充用など厳しい財政状況にあるが、今後の具体策はあるのかの質疑に対し、28年度は税率改定により、6,000万円の増収が見込める。一方退職者被保険者の減少により2,000万円の減収がある。27年度後半分の療養交付金が2,000万円から3,000万円見込める。また、努力支援制度が始まり、独自の取り組みで新たな交付金が見込めるが定かではない。税の徴収率の増加と、医療費の抑制などに努力していきたい。

以上のような質疑が行われ、審査の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第40号、申しわけありません、ここでも平成28年度が抜けております、訂正方お願いいたします。平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、6月13日、委員全員出席のもと、説明員として、緒方建設産業部長、松邨建設産業部理事他、関係職員を招き審査を行いました。提案理由の説明では、規定の歳入歳出予算にそれぞれ3億4,977万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億9,348万8,000円とする。主な内容は、国庫補助金、県補助金の増額をうけ、一般会計繰入金を増額し、新たな工事を進めるため、高田南土地区画整理事業費を増額する内容。追加工事の現地確認を行って審査を行いました。主な質疑では、工事の概要では約10メートルの擁壁工事が行われる。周辺住民の理解は得られているのかの質疑に対し、平成12年か13年度に工事の説明を行い、アンケート調査を行っているもので、理解は得られていると思う。工事の説明は、周辺の区域外住民に行われたのかの質疑に対し、区域外への説明は行っていないが、これまでの

鬱蒼とした山林よりは、擁壁工事により、周辺の景観や安全面は保たれると思う。区域に隣接する住民へ説明する考えはないかの質疑に対し、周辺住民や自治会などから要望があれば説明したい。工事の他に建物補償があるが、金額は幾らかの質疑に対し、移転補償で1,350万円の予定である。移転が必要な物件はあとどれくらいあるかの質疑に対し、あと14件ある。移転への交渉は進んでいるのかの質疑に対し、予算の都合があるので、今すぐ移転は可能ではないが、移転についての協議はなんら問題ない。

以上の質疑が行われ、審査の結果、全会一致で可決と決しました。

以上、報告いたします。

#### ○議長（内村博法議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第35号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第39号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第40号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第35号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

#### ○14番（河野龍二議員）

先ほど、委員長報告では、全会一致という報告をいたしましたか、委員長である私は裁決権がございませんので、ここで、私の意見を表明したいと思います。議案第35号の反対討論を行います。この条例は、給付型保育事業として、施設の入所の困難な状況において、小規模の保育事業が行われるように拡大された、そもそもの条例です。しかし、保育事業は施設の規模や、対象児の数により保育の内容は、子供たちにも預ける保護者にも安心できる内容でなければなりません。小規模保育事業所、事業所内保育事業所での保育士の配置基準のうち、1人に限り、保育士とみなすことができるものとして、保健士または看護師か、これまでの条例です。これも、これまでから緩和された内容があります。それをさらに准看護師まで広げるものであります。もともと一定の定員を超える乳児を保育する場合には、乳児保育指定保育所制度により、保育士とは別に、保健士または看護師の配置をしなければならなかったものを制度の廃止により、努力義務となり、保育士の代わりに配置することができるようになったのが、この条例の始まりでした。保育士の専門性と、保健士、看護師の専門性を混同し軽んじるものです。さらに今回の条例改正は、その基準を緩めるものであり、実質的には、保育士の配置基準の引き下げであり、保育環境の低下を招く重大な意味を持つものであります。なぜ、保育士不

足を招くのか。インターネットには、このような内容の書き込みがありました。保育士歴35年、現在民間保育園で勤続25年、主任であるが、給料取りで月額18万円。この18万円に対し、主任手当が3万円。また、24歳で2年目でおよそ月々11万4,000円。28歳、6年目でおよそ14万円。これがフルタイムで働く保育士の給料の中身であるそうです。今回の改正は、このような現状を顧みず、政府の都合だけで改正したとしか思えません。保育士の仕事の誇りさえ奪う内容です。保育士不足、看護師不足という問題があっても、まずは処遇の改善から始めるべきであり、子供を中心に考えず、安直に基準を緩める今回の議案については反対するものであります。以上です。

○議長（内村博法議員）

次に、賛成討論ありませんか。

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私は議案第35号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、小規模保育事業所の保育士の算定にあたって、保育士、看護師に准看護師も当分の間は加え、1人に限り保育士とみなし、算定を行う内容と小規模保育事業所設備の基準を見直すものであります。先ほど同僚議員が言われた保育の環境の低下、質の面では、危惧するところもあります。確かに看護師と准看護師の資格には要件の違いもあり、賃金を始めとする待遇格差もあります。しかしながら、それが保育の質の低下につながるとも言いきれず、朝夕の健康観察、食事介助、トイレの介助など准看護師の資格を発揮していくことも可能だと考えます。現在、長与町では小規模保育事業はないとのことでございます。今後、事業が開設された場合は、保育業務に従事したことがない准看護師が保育所等においては不安を抱えることなく、当該業務に関する知識を付与することと子育て支援員研修と必要な研修を積極的に受講勧奨することが必要と考えます。尚、今回の改正は、あくまでも特例を設けるものであり、保育士の処遇改善をすることで、保育の質の向上、待機児童をずっとゼロという従前の方針で、今後も取り組まれることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

議案第35号、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をいたします。本案の改正は、上位法の改正によるもので、地方自治体はそれを受けるのが本来筋であると私は考えております。また、改正の

背景は、待機児童解消のため、ひいては少子化対策にあるといっても過言ではございません。29条第3項、31条第3項、44条第3項などは、慢性的な保育士不足の解消のため、本来法律で看護師を雇用しなければならないものを、准看護師の枠まで広げて緩和し、第7条では、幼稚園教諭もしくは小学校教諭、または養護教諭の普通免許を有する者までも保育士と認めるなど、現場の保育士不足の解消に向けて改正をしております。また、上記資格を有するもので、結婚などで第一線を退き、子育てなどが終了した方々で、保育の現場に保育士として戻りやすくするねらいもあるのではないかと考えられております。保育士不足については、給与面だけの処遇ではなく、保育士に対する側面的要素が増えたことが大きな要因であります。つまり、父兄による訴訟、要求等の増加が考えられております。期間についても、当分の間の、との表現をするのは、待機児童解消が見られた後には改正をし、本来の姿に戻すのではないのでしょうか。以上の趣旨から、私は本案に賛成といたします。以上。

○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第35号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第39号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第39号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第40号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、請願1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

ただいま議題としております請願について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

報告をいたします。去る6月10日の本会議において、総務文教常任委員会に付託を受けました請願第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請についての審査は、6月13日に委員全員出席のもと、紹介議員の説明を求め慎重に審査を行いました。

この請願については、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、大幅な教育予算の増額を実現すること及び教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元することについて、国等に意見書の提出を求めるもので、27年度は9月議会に提出され、採択した内容と同じものでありました。

主な質疑は、請願は毎年提出しているが、請願団体はこの請願を出した後、この実現のためにどのような活動しているのかという質疑に対し、各議会に請願を提出し、県内のほとんどの議会で採択を得て、国に意見書を提出してもらっている。直接国に要請する活動はないと思うという答弁でした。

次にOECD諸国と比較して低いと言われるが、これはGDP比であり日本の教育予算規模は、少なくはないと考えるがどう認識しているのか。

これに対して、OECD諸国と比較して、日本の教育格差はあると思う。日本の場合、

就学前の教育予算は44%ぐらいだが、OECD諸国は70%以上が確保されている。

主な質疑は以上のとおりです。

慎重に審査した結果、賛成少数で不採択とすべきと決しました。以上です。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから請願1号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

私は、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について、反対の立場で討論いたします。

この請願は、毎年議会に上程され、国に対し意見書を提出しておりますが、その効果は得られているのでしょうか。また、地方議会が国に対し意見書を提出し、地方の声を届けることは重要な役目だと考えますが、まず、本町における教育環境は劣悪なものではなく、非常によい環境であると実感しております。本町の現状を改善することを基本に考えるならば、意見書の提出が必要であるのかは疑問です。少人数学級の推進に対しては賛同できますが、義務教育費国庫負担制度の2分の1が復元されれば、非正規教職員の数が減り、正規教職員の数が増加するとも考えにくい問題であります。

OECD諸国との比較をされておりますが、日本の子供たちの学力は高く、教育環境の整備や教職員の処遇改善の問題については、これまでどおり教育委員会より県や国へ要望していただいた方が望ましいと考え、本請願には反対いたします。

○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

安部議員。

○3番（安部都議員）

請願1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について、賛成の立場で討論をいたします。

義務教育費国庫負担制度は義務教育が経済的な条件や居住に如何にかかわらず、子供たちが基礎教育が受けられる国としての最低水準を確保するため、必要不可欠な財政上の制度として措置されてきました。

しかし、2006年度から国庫負担率を2分の1から3分の1に引き下げられたこと

により、3分の2の経費については、都道府県が自己財源での負担となり財政を圧迫しております。長崎県においては、財政上厳しいことから地方交付税により現在のところ財政措置がされておりますが、安定した補償とは言えません。2005年度の国庫負担率は2兆1,150億円でしたが、2016年度は1兆5,271億円となり増減率27.8%減となっております。文科省の予算も前年度比133億円の減となっており、年々、教育費に係る予算は削減される一方です。日本の未来を担う子供たちの豊かな教育を保証することは、社会の基盤づくりであり、子供たちが等しく教育を受ける権利を有し、地方格差なく機会均等と水準維持向上の教育を受けることは、憲法26条で謳っており、国の責務でもあります。

昨今、日本の子供たちを取り巻く環境は、時代の流れや社会環境の劣悪により大きく変化し、いじめによる自殺者や暴力、不登校、引きこもりなどが年々増しております。小学校での低年齢化の暴力行為が10年前の5倍以上となっており、子供たちを教育する立場である教職員の精神疾患などによる病気休職者も増大しているのも現実であります。その対策として、労働安全衛生法の改正により2012年度から一般公務員にも適用をされ、また平成27年12月から50名以上の事業者で、ストレスチェック制度が義務化されております。また、日本のGDPに占める教育支出の割合は約3.5%となっており、OECD加盟国34カ国中、平均約4.7%を大きく下回り、6年連続最下位となっております。OECD諸国並みの教育環境を整備するために、標準定数を改正し、国の国庫負担と責任で学級編制を30人以下学級とすべきであります。教育は人となりと言われるように、教職員の確保、適正配置、資質向上が重要であり、そのためには、国が財源を安定的に確保することが望まれます。

この請願は、教育現場をよく熟知する教職員の組合の先生方が毎年提出されておりますが、全長崎県の教職員や子供たちの教育財源と環境整備のために思い提出され、これまで全会一致で可決をされてきました。

長年、意見書を提出することで、全国69万1,000人の教職員の給与費4兆5,877億円が現在までも確保されておりますし、また、2016年度は財務省が主張する教職員の削減を食い止め、11億円の増で525人の加配定数の改善もされており、長年のこれまでの成果の表れだと考えます。義務教育費国庫負担金が廃止されれば、40の道府県において、義務教育の財源が確保されず、40人学級に必要な教職員の確保すらできなくなり、一般財源化することにより教育費の減額が予想され、地域の格差が生まれ、教育の質の低下や環境悪化に繋がりがねません。よって、義務教育のナショナルミニマムを堅持し、子供たちの教育を保障する観点から本請願に賛成といたします。

○議長（内村博法議員）

次に反対討論ありませんか。

金子議員。

○7番（金子恵議員）

私は、本請願に対し反対の立場で討論いたします。

この請願の趣旨に関しましては、過去、採択をしてきたということで、教育環境の改善等の観点からも考えていくべきことであろうと考えております。また、社会環境の変化は、子供たちにもさまざまな影響を与えることも確かであり、健全に育つ環境に配慮していくことは、大人の責任でもあります。

この請願の中で謳われているのは、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政は圧迫されているという文言がありますが、それでは現実の状況はどうかということになります。すなわち現在、熊本地震など大変な状況下において、被災地の復旧あるいは復興という観点で、その財源をどこに求めるかという課題があります。また、10年間継続して提出しているにもかかわらず、はっきりとした成果が得られていないことや一律の請願ということですが、地域によって教育環境も違うという点では、その中身や環境を考慮した上で出すべきではないかとも思います。また、請願を出すことだけで、それ以外に活動もしていないということでもあり、請願者である県教職員組合もマンネリ化しているような気がします。

それから、今回の紹介議員の説明は、毎年、提出しているということではありますが、請願内容を理解していないところもあり、説得力に欠けるものでした。答弁にも誤りがあり、請願提出の現状がどうなっているのかの調査もできていませんでした。

そして、請願提出の時期ですが、昨年9月議会に提出されたものであり、今回のように付託される委員会の委員が、紹介議員になるべきではないという申し合わせに反してまで、早急に出さなければいけない理由も納得できるものではありませんでした。議員必携に請願に関して書かれている中で、採択した請願の効力という項目があります。それによりますと採択した以上、議会はその実現について、最善の努力をすべき政治的・道義的責任を負うことになるとあり、出せば通るという安易な考えで紹介議員を引き受けるべきではないというふうにも思いますし、議会としての責務という点からも請願者の願意を理解し、実現するため、審議のあり方を再度、考え直すきっかけにもなるのではないかと考え今回は反対といたします。

#### ○議長（内村博法議員）

次に賛成討論ありませんか。

堤議員。

#### ○13番（堤理志議員）

請願1号について、採択に賛成の立場から討論を行います。

今回の請願は紹介議員が付託を受けた委員会の委員であります。先例集、申し合わせによりますと、所管する常任委員はなるべく紹介議員になることを辞退するよう配慮するとされております。しかし、但し書きには、例外規定が記載されております。議会運営委員会でも、この件が議論になりました。その結果、規則、その他に照らしても問題なしという結論となり、議運の了承のもと今議会に上程されているわけでございます。



さて、本請願は、毎年、本町議会に提出され、例年、採択されてきたことから、改めてその内容について述べる必要はないと思います。教育は国家100年の計と呼ばれ、教育予算を軽視することは愚劣な行為とされ、古来より先人たちはこうしたことを戒めてまいりました。この間、格差社会の拡大に伴い、子供の貧困が社会問題となっ  
ています。また、発達障害や複雑な問題を抱えている児童への対応など、学校現場における一人一人の児童に向き合う教職員の役割の大切さについては議論を待ちません。三位一体改革に端を発する義務教育費国庫負担削減については、全国の知事会、市長会、町村長会、地方議会、さらには校長会や教頭会、PTA連合会、教職員組合などおよそ教育の重要性を認識している団体はこぞって反対し、これらの運動によって、義務教育予算削減の加速化に歯止めをかけてきたことは間違いがありません。長与町議会もこれに共同歩調を合わせてきたところであります。

今回の請願項目は2つであります。他のOECD諸国並みの予算、教育予算の確保と義務教育費国庫負担の維持、負担割合の復元であります。外務省が公表している資料によりますと、OECDには3つの目的があり、その第1に高度の経済と雇用、生活水準の向上の達成を目標というふうに書かれてあります。高度の経済、生活水準を達成するために、教育予算を充実させる、これはOECD加盟国である日本の責務であります。

この請願を採択し、長与町議会すなわち長与町民の意思として、国会や政府に意見書を送り伝達する。このことは長与町民にとっての利益である。このように考えます。

以上の理由から請願の採択に賛成するものであります。

#### ○議長（内村博法議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第6、請願1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

起立少数。

したがって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いま

す。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

次に、日程第8、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題といたします。

議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

意義なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会にあたり町長から発言の申し出がありますので、許可いたします。

吉田町長。

#### ○町長(吉田慎一君)

皆さんお疲れ様でございます。閉会にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

さる6月7日から開会をしていただきました平成28年第2回長与町議会定例会は、本日までの10日間の会議でございましたけれども、議員各位には大変お疲れさまでございました。各議案につきましては、慎重にご審議を賜り、ご決定をいただきましたことを心よりお礼を申し上げます。

また、今回は10名の議員の皆様からご質問をいただき、ご指摘、ご指導をいただいております。ご答弁申し上げたことにつきましては、今後、最大限の努力をさせていただきます。

だきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。また、本日の議決いただきました一般会計補正予算第1号のうち、長与第二中学校校舎外壁改修工事につきましては、生徒の授業への影響を考慮いたしまして夏休みを利用した工期を考えております。そのために7月中旬に工事契約に係る臨時会をお願いしたいと思っておりますので、議員各位のご協力をよろしく賜りたいと思っております。

今議会は、町長2期目としまして最初の議会となりました。初日の所信表明で述べましたとおり、1期目に引き続き、町政発展のために全力を尽くして、幸福度日本一のまちづくりへ向けて、邁進をしております。

来月は、参議院議員通常選挙が執行されます。今回の選挙から選挙権が18歳以上に引き上げられ、おおよそ240万人が新たな有権者となると言われております。その投票率は注視されるところでございます。今後の日本を担う若い人たちに、政治への関心を向けてもらい選挙権を行使して、国政はもとより県政、町政へ参加をしていただきたいと思うところでございます。

結びに季節は梅雨の時期を迎えておりますけれども、どうか議員各位におかれましては、ご自愛をいただき、ますますのご活躍を祈念申し上げ、定例会のお礼を込めてごあいさつと代えさせていただきます。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

#### ○議長（内村博法議員）

これにて会議を閉じます。

これで平成28年第2回長与町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（閉会 10時32分）